

東京都社会保険労務士会 民間認証ADR機関 「社労士会労働紛争解決センター東京」のご案内

**当センターで、ADR（裁判外紛争解決手続）制度を是非、
ご活用ください！**

迅速・丁寧に
対応します

手続きは
簡便です

申立費用は
かかりません
(H23.6.1 ~ H25.5.31)

労働問題（労使関係、退職、解雇、人事、賃金未払、パワハラ等々）に関する
トラブルでお困りの方は、是非、当センターをご活用ください。

労働者からの申立てはもちろん、会社からの申立ても歓迎いたします。公平・
中立の立場から、実情に応じた解決をサポートいたします。

紛争解決手続代理業務を取り扱う、労働法と企業の実情に精通した特定社会
保険労務士が、トラブル解決・和解に向けてお手伝いいたします。

- あっせんは、祝日を除く平日の夜間(月曜～金曜・午後5時～8時)と毎週土曜(午前10時～午後5時)に実施します。
- あっせん申立費用は、**無料**です。(平成25年5月まで)
- 特定社会保険労務士2～3名で対応します。



【お問い合わせ】

社労士会労働紛争解決センター東京 (東京都社会保険労務士会内)

〒162-0814 東京都新宿区新小川町8-9
東京都社会保険労務士会館

<http://www.tokyosr.jp>

TEL 03-5227-7661 FAX 03-3267-1191

当センターは、法務大臣の認証（認証番号第45号）、厚生労働大臣の指定（指定番号第14号）を受けた民間認証ADR機関です。

※あっせん申立ての手順は、裏面をご覧ください

あっせん申立て までの手順(流れ)

1. 本会設置の「総合労働相談所」にて相談

労働問題無料相談窓口「総合労働相談所」(事前予約制・予約 TEL: 03-5206-5121 (受付: 月~金、10:00 ~ 16:00)) にてご相談ください。

2. センター東京へあっせん手続きの依頼

当センターを紹介されましたら、担当職員があっせん手続きについて「事前説明」をいたします。

3. あっせん手続きの申立て

当センターで対応する事案であるかどうか、申立て内容を審査します。

4. 受付・受理

申立書、代理人選任届(代理人を依頼される場合のみ)、申立て内容に関する資料をご用意ください。

5. 被申立人への通知、意思確認、制度説明

申立書の写し、様式、個別労働関係紛争解決のしおり等を送付します。

6. 被申立人が、あっせん申立てを受諾

被申立人があっせん申立てに応じない場合、あっせん手続はここで終了します。

7. 申立人、被申立人(当事者双方)に通知

あっせん委員を通知するとともに当事者の日程を確認し、あっせん期日を7日前までに通知します。

8. 当センターあっせん室にて、あっせん手続きを実施

あっせん委員(特定社会保険労務士) 2~3名が双方とも交互に面接します。

9. 和解成立(和解契約書の作成)、申立人の取下げ、センター長による手続き終了の決定(打ち切り)

あっせん手続終了となり、双方に通知します。

【会館案内図】

